

令和3年4月24日

施設ご利用の皆さまへ

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」
宮古島市指定に伴うスポーツ協会管理体育施設一部制限のお知らせ

宮古島市のまん延防止等重点措置の適用に伴い、当会が管理運営する下記の施設を **まん延防止等重点措置期間**、一部制限することと致しました。各種団体のイベント等の活動はご遠慮ください。
利用者の皆さまにはご不便をお掛け致しますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

【マスク着用必須】入室から退室まで。

【一時的にマスクを外して良い場合】運動中や水分補給時。

	管理体育施設	条件等
1	総合体育館	利用できません。
2	陸上競技場	18時00分まで 一般での個人利用可。 ※小中学生については家族単位での利用は保護者同伴に限り利用可。
	トレーニング室	利用できません。
3	会議室 (総合体育館、陸上競技場)	利用できません。
4	市民球場	利用できません。
5	前福多目的運動場	利用できません。
6	前福多目的屋内運動場	利用できません。

通常利用開始につきましては、宮古島市教育委員会の指針に従って行います。